

タイトル	横浜正金銀行シドニー支店の信用状に関する一考察
著者	石田, 高生; ISHIDA, Takao
引用	季刊北海学園大学経済論集, 61(4): 13-27
発行日	2014-03-30

《特別寄稿》

横浜正金銀行シドニー支店の信用状に関する一考察

石 田 高 生

目 次

はじめに

- 1 信用状の構成と分類
- 2 信用状の書式の特徴
- 3 信用状に関する諸問題

おわりに

はじめに

オーストラリア国立公文書館は、第二次世界大戦前にオーストラリアで活動した日本の企業の接收書類および記録等を公開し始めた。近年、これらの資料に基づく研究は、天野氏 [2010]、市川氏 [2010]、秋谷氏 [2013] によって出版されている¹。3氏の研究は、戦前の日豪貿易における日本商社の企業活動と羊毛取引の構造を日本国内の資料とオーストラリア公文書館の資料に基づいて明らかにしたものである。公文書館シドニー分館の資料のなかには、横浜正金銀行シドニー支店の資料も含まれており、これらはオーストラリアおよび日本における金融史研究に新しい視点を提供するものと期待される。

正金銀行の研究史に関しては、加藤氏 [1988] の丁寧な整理があり、さらにその後も数多くの研究の蓄積がある²。正金銀行シ

ドニー支店の活動については、高村氏 [1988] の研究が唯一の総合的なものである。1920・30年代における日豪羊毛貿易と信用状の書式変化を中心に正金銀行シドニー支店の貿易金融業務を包括的視点から解明したものである。特に、1923年以降におけるDC号信用状およびポンド手形決済への変化について興味深い説明がなされている。しかしそれ以前の信用状の実態については未解明となっている³。日本の貿易決済における円手形およびポンド手形の利用に関して、1915年シドニー支店設立の前後から日豪間の外国為替取引の実情を明らかにしてみる必要があるのではないだろうか。

本稿は、正金銀行シドニー支店の設立当初から1922年までの信用状の集計とその変化を検討して、当時の日豪間の貿易決済の実態を明らかにしてみたい。この点で参考になるのが平氏 [1984]、横内氏 [1986]、山崎氏 [1988] の研究である。各氏の研究は、直接にシドニー支店を対象とするものではないが、それぞれの論点は多岐に及び、第一次大戦前の正金銀行シドニー支店の信用状および外国

治 [1999]、他に多数ある。

³ 高村氏は、DC号信用状の拡大とポンド手形による決済の広がりについて、正金銀行の為替政策の転換が影響したことを強調されている。また、アジア地域における決済の広がり、ポンド手形を巡る銀行間競争の影響も指摘されている（高村直助 [1988] 254～256ページ）。

¹ 天野雅敏 [2010]、市川大祐 [2010]、秋谷紀男 [2013]。

² 加藤俊彦 [1986]、水沼知一 [1968]、山口和雄・加藤俊彦 [1986]、伊藤正直 [1989]、石井寛

為替取引を整理する上で多くの示唆を与えている。平氏の研究の第一次大戦前の正金銀行の為替資金の循環と各支店の資金調達の実情は、シドニー支店設立以前の正金銀行とオーストラリアの銀行との為替取引および資金調達を検討する上で重要な示唆を与えている⁴。横内氏の研究におけるロンドン支店の為替取引の分類と各支店間の取引は、大戦前後の外国為替取引の多様な方法とロンドン支店とシドニー支店の関係を理解するために有益である⁵。山崎氏の正金銀行各支店の信用関係と比較分析は、シドニー支店とアジア各支店との比較を通じて、それぞれの役割と特殊性、シドニー支店の位置を解明するための指針を提供している⁶。

正金銀行シドニー支店の資料に関しては、1956年にオーストラリア連邦銀行が作成した索引がある⁷。これには127箱と書かれているが、公文書館によれば、現在1000箱を超える大小箱が存在するとのことである。今回の調査に提供された資料は、8系統の資料であり、それぞれの箱数および利用可能数は付表1の通りである。

本稿で利用する資料；Letters of Credit (SP 1099/139) のシリーズは、1915年の開設当初からのシドニー支店に対して発行された信用状の記録およびコピーである。この資料は25箱ありそのうち利用可能数は12箱である。

⁴ 平氏による第一次大戦前の為替ネットワークおよび為替資金の循環の説明は、オーストラリアにおける1915年以前の正金銀行の為替取引と資金調達の実態にとどのように関係するのか興味ある論点である(平智之 [1984] 下, 2~7ページ)。

⁵ 横内氏は第一次大戦前のロンドン支店の為替手形の分類をされているが、本稿で取りあげる信用状記載の手形とどのように整合するのか検討する課題となる(横内正雄 [1986] 21~23, 26~27ページ)。

⁶ 山崎広明 [1988] 59~60, 93~96 ページ。

⁷ Accession Register, SP 1049-SP 1100.

付表 1 公文書館の利用可能資料一覧

資料名	シリーズ ナンバー	箱数	利用 可能数
Bank Statement	SP 1099/109	5	5
Tax Paper	SP 1099/128	3	3
Accounts	SP 1099/129	1	1
Import Licence	SP 1099/132	5	5
Bills of Exchange	SP 1099/137	18	18
Letters of Credit	SP 1099/139	25	12
Bills Paid	SP 1099/141	5	0
Policy Folder	SP 1099/142	7	0

出典；公文書館の情報により作成。

信用状および指図書に関する資料は、一部に欠落があることも推測される。1920~1921年の両年には5月から10月まで書状がほとんどない、両年の前後数年ものと比べてもきわめて特異である。1924年に関しても欠落が推測される⁸。また信用状の有効期限の延長を指図する書状があるのに該当する番号の信用状がないこともある。さらに、初期のものはファイルが定まった期間ごとでもなく、通知期日の順でもない、一定の基準でまとめられていないものである。これらを時系列的に集計し比較を行うことには多大な労力を要とする。本稿では、通知日付順に記載された1915年8月から1918年5月までの通知記録と、信用状の2通目(duplicate)あるいはタイプによるコピーを束ねた1918年6月から1922年12月までの信用状を主に利用する⁹。

⁸ 1924年の資料については、大沢商会関係書類(1922~1924)に一部含まれている。このファイルは、オーストラリアの輸入信用状であり、シドニー支店が発行したものである。この点については今後の課題である。

⁹ 資料は、SP 1099/139, Box1~5, YSB, Letters of Credit のシリーズである。

1 信用状の構成と分類

信用状は、銀行が輸入業者のために、輸出業者に手形を自己宛に振出すことを承認し、その手形の引受と支払を保証する書状である。日本の商社は、オーストラリアから輸入契約が成立した段階で、正金銀行の各支店において、あるいは他銀行において信用状の発行を依頼し、開設された内容が、ケーブルや郵便でシドニー支店に通知された。シドニー支店は、この通知を記録する一方、送られてきたコピーおよび2通目を束ねて保管した。信用状の内容やその変化を分析することによって、日豪貿易における外国為替決済の仕組みを明らかにすることが本稿の課題である。

正金銀行の信用状を書式、手形面貨幣種、手形支払期限によって分類・集計するために、まず信用状の記載事項を日豪貿易の実情に即して簡単に説明しておく。信用状の記載事項は、手形振出人(受益者;輸出業者)、手形名宛人(支払人;輸入業者)、手形支払期限、手形面貨幣種、為替取組極度額、積出商品名、為替取組期間などである。

手形振出人は、オーストラリア、ニュージーランド、太平洋諸島に居住する輸出業者である。ただしオーストラリア羊毛の対日輸出については、兼松商店、三井物産、三菱商事、高島屋飯田、日本綿花、大倉商事、岩井商店など、日系の羊毛買付商社がオーストラリア各羊毛市場で仲買し日本へ輸出していた。したがって羊毛輸入の場合、輸出業者も輸入業者も日系の商社となり、円建て取引、円手形の振出が基本となっていた。ただし円手形とポンド手形の選択は、為替レートや為替取引コスト(印紙税を含む)の負担の問題でもあり、また各国の為替・通商政策によっても影響を受ける。

手形名宛人は、多くは日本の輸入業者であるが、香港、大連、シンガポール、カルカタなどの居住者および商社もある。輸入業者

が信用状を開設するとき最寄りの東京、横浜、大阪、神戸など正金銀行の各支店に依頼する。支店が近くにない場合、また取引銀行との関係などから他銀行に開設を依頼して、これを正金銀行が引受けシドニー支店に通知するものもある。

手形支払期限は、一覧払い、30日払い、45日払い、60日払い、90日払い、120日(4カ月)払いなどがあり、なかには3日払い、7日払いなどもある。また、兼松商店の高額面の羊毛手形については、一覧払いから4カ月払いまでと記載され、この信用状によって数枚から十数枚の手形が振出されることもあった。

手形面貨幣種は、文字通り手形面の金額を表示する貨幣種のことであり、信用状に記載される金額(為替取組極度額)の貨幣種と異なることに注意を要する。すなわち信用状における金額表示がポンド建てであっても、信用状の書式によりあるいは他の事情により、振出される手形の額面金額が円貨であることもある。手形面貨幣種は、シドニー支店の場合、邦貨・円、英貨・ポンドのほぼ2種類であるが、まれにオーストラリアポンドと記載されているものもある。またシドニー支店で輸出者に支払われる貨幣は、オーストラリアポンドと考えるのが自然である。

為替取組極度額は、邦貨・円あるいは英貨・ポンドで表示され、オーストラリアの輸出業者に対する支払金額を意味する。支払時、オーストラリアポンドで支払われる場合、円とポンドの為替レートが問題となる。信用状の裏面には振出された手形の発行期日と金額が明記されている。金本位制のもとで、オーストラリアポンドとイギリスのポンドスターリングは、同品位の異なるデザインの金貨であった。したがって両国の為替レートは金現送費の範囲内に収斂していた。

積出商品名は、羊毛、皮革、獣脂、鉱物、亜鉛、鉛、小麦、小麦粉、バター、ビスケット

ト、獣骨、肥料、貝殻、アイボリーナツツ、シーリング材などである。金額ベースを見ると羊毛が最大の輸入品である。

当時の信用状の書式は、A号、B号、C号、DC号、D号、他行式が存在していた。A号は、船積書類を添付しない支払指図書であり、他のものは船積書類を添付した荷為替信用状である¹⁰。輸出業者への代金の支払い方法の違いによりB号と他のものが区別される。手形の取組と買取による支払はC号、D号、DC号であり、手形の取組が行われず領収証に対して支払が行われるのがB号である。B号は、輸出業者への支払の後に銀行がドラフトを発行することになる。書式の詳細な内容については後述する。

本稿で利用する資料は、YSB, Advice of Letters of Credit, 1915~1918, YSB, Sydney, Exhausted, Letters of Credit (信用状と指図書) 1918~1919, 1921, 1922 である¹¹。1920年のものは、前年と後年のファイルに入っている。1923年以降の資料については参考とするにとどめる。信用状と指図書のファイルは、年次ごとに、また通知期日順にまとめられたものでなく系統的なものでもない。

集計は、1915年から1922年までの信用状を年次別に分けて、通知件数を書式：A号、B号、C号、DC号に、手形面貨幣種：円建

ととポンド建てに、支払期限：60日払い、90日払い、その他に、分類しておこなう¹²。支払期限の「その他」は、一覧払いおよび30日払いよりも短期のものが含まれる。

表1は、1915年8月から1922年12月までの期間に、正金銀行の各支店からシドニー支店に通知された信用状の件数を先の分類にしたがって集計したものである。資料にいくつかの問題があるにしても、集計された数値の変化に検討を加えておこう¹³。まず、通知件数の変化は、1917~18年と1920~21年に減少・停滞し1919年と1922年に増加している。

1917~18年の通知件数の減少は、第一次大戦期におけるイギリスの羊毛管理政策、特に1916年11月のオーストラリアの羊毛輸出禁止令の影響によるものである¹⁴。羊毛の対

¹² 信用状の記録には、支払金額の限度を表示する貨幣種の欄 (Limit) と、振出される手形の貨幣種を記載する欄 (Drafts to be drawn in) がある。A号とC号に関しては、手形の貨幣種欄は空欄になっているので、支払金額の貨幣がそのまま手形の貨幣種と見なされる。しかしB号に関しては、記録における金額表示の貨幣種以外に、振出される手形の貨幣種も記載されているので、Drafts to be drawn in に記載される貨幣種を手形面の貨幣種とする。

¹³ 1920年については、5月1件、6月~10月には全く存在しない。1921年については、5月と7月に全く存在しない。4月、6月、8月にはそれぞれ1件、9月と10月にはそれぞれ2件あるだけである。この期間は羊毛取引の少ない期間であるが、前後の年と比べると著しく少ない。

¹⁴ 天野雅敏 [2006] 305ページ。イギリスは、1914年8月、羊毛確保の目的から羊毛管理政策をとり、オーストラリア政府は、羊毛の輸出禁止あるいは国家管理を実施した。日本は、同盟関係から輸出禁止を免れたが、1915年3月頃から日本に対しても輸出禁止を行うようになった。1916年11月には、羊毛類の売買禁止令が実施された。日本は1917年1月よりオーストラリア羊毛の買付けが不可能となった。その後、日豪政府間交渉の結果、1918年6月、1919年10月と12月に分譲を受けることが可能となり、兼松商店、三井物

¹⁰ B/L (Bill of Lading) は、正金銀行の指図に基づいて作成されることが信用状で述べられている。また、シドニー支店の資料の中に輸入許可書 (Import Licence) があるが、1936年の日豪貿易摩擦の結果、オーストラリアの輸入に対して許可制度が導入されると、輸入許可の申請は正金銀行シドニー支店が執り行ったことがわかる。

¹¹ SP1099/139, Box 1~5, YSB, Letters of Credit. YSB, Advice of Letters of Credit, 1915~1918 は Advice [1915~1918] と略記する。YSB, Sydney, Exhausted, Letters of Credit (信用状と指図書) 1918~1919, 1921, 1922 は、Letters of Credit [年] と略記する。

表1 信用状の書式の分類

年		1915~16	1917	1918	1919	1920	1921	1922	
A号		10	15	12	10	7	10	21	
B号		15	23	29	51	12	20	138	
DC号		2	3	0	0	0	3	11	
C号	円	60日	41	10	12	20	15	10	58
		90日	6	2	1	7	4	7	46
		その他	17	2	1	3	4	3	15
	ポンド	60日	5	6	9	29	4	1	15
		90日	15	10	16	6	1	1	2
		その他	6	9	9	15	2	0	3
C号の合計		90	39	48	80	30	22	139	
合計		117	80	89	141	49	55	309	

注：1920年、1921年にはそれぞれ4月から10月までに欠落があると推測される。

書式不明のものは、1918年2件、1922年48件あり、表に含めていない。

A号には、AC号も含めた。それぞれの期間に1~2件である。

D号が1915年8月に1件あるが、表に含めていない。

号式不明の米ドル建てが、1918年に1件あるが、表に含めていない。

C号の期間のその他は、30日払いが多く、一覧払いはわずかである。

兼松商店の手形は一覧払いから120日払いとなっているため、これもその他に含めた。

出典：YSB, Advice [1915~1918], Letters of Credit [1918~19] [1921] [1922] (SP 1009/139, Box1~5, Letters of Credit) より作成。

日輸出については1917/18年度から1920/21年度にかけて減少ないし停滞している¹⁵。遠山氏によると同禁止令の期間の1918年6月、1919年10月、12月の3回、日本に対しては特別にオーストラリア羊毛の分譲が行われたとの指摘がある¹⁶。この特別輸入に関連する正金銀行の信用状は、兼松商店による1918年12月17日と19日の2枚の信用状それぞれ400万円が相当する。また1919年9月2日300万円、1919年9月9日100万円、1919年12月29日300万円も羊毛の輸入に関係するものと推測される。これらの信用状はすべて“Merchandise”と記載されている

が、いずれも高額な信用状であり、日豪貿易においては羊毛取引しかあり得ない¹⁷。

1920~21年の減少の要因については、日本における戦後恐慌の発生と貿易収支の赤字化に対する日銀の外為貸付金の削減により、正金銀行の為替業務が縮小したことである¹⁸。また、オーストラリア側の要因としては、戦

産、高島屋飯田、大倉商事の4社を通じて導入された(遠山嘉博 [2009] 69ページ)。因に、英国による豪州羊毛の管理が解除され、羊毛市場が再開されるのは1920年のことである(天野雅敏 [2006] 305ページ)。

¹⁵ Year Book [1922] p.463.

¹⁶ 遠山嘉博 [2009] 69ページ。

¹⁷ 兼松商店によるこれらの信用状は一覧払いから90日払い円手形である。他に1919年12月3日鈴木商店一増田屋による羊毛の輸入に関する信用状があるが、これら以外の商社によるものは限られた資料からは確認できなかった(Letters of Credit [1918~1919])。

¹⁸ 伊藤正直 [1989] 日銀による円為替資金の供給および対戦終了後の外為貸付金金利の引上げについては80~82ページ、1920~21年の日銀信用の構成における対外金融・外為貸付金の減少については98ページ、正金銀行の主要勘定における買入為替手形と売り為替手形の減少については78ページを参照。日本銀行の外国為替手形再割引制度については伊牟田敏充 [1973] を参照。

時中に羊毛などの備蓄を大量に抱え、羊毛市場は再開されたものの、輸出は1920/21年度と翌年度に停滞した。他方で輸入は国内消費および事業の急速な回復を反映して増加した¹⁹。その結果、オーストラリアの対外決済資金であるロンドン資金の不足が表面化して、1920年の後半には、金融逼迫に陥っていた²⁰。日豪両サイドの経済的悪化が1920～21年の信用状発行の減少を招いたのである。

書式の変化については、1915年8月から1916年の末までは、C号が76%もあり、そのうち円建てが71%もある。A号はほとんどが円建て取引であり、B号も3分の1は円建て取引であるので、この時期のオーストラリアからの日本の輸入決済は、C号、円手形により行われていたと言えるだろう。因にA号はすべて一覽払いの円建て取引であり、船積書類を伴わない一般の支払指図書であった²¹。B号は、およそ3分の2がポンド建てでありそのうち多くは90日払いであるが、残りの円建ては60日払いであった。

C号信用状の利用は、1917年48%、1918年53%、1919年56%と、1916年と比べると減少ないし停滞を示しており、その手形面貨幣種の内訳をみると、ポンド建てが円建てを大きく上回っていた。B号信用状の利用は、1917年28%、1918年32%、1919年36%と、この3年間に割合が増加し、ほとんどがポンド建てである。またA号でもポンド建てが半数近くまで増加した。1917～19年にポンド手形が増加したのである。C号信用状の利用

の減少および円手形の減少は、先に述べた1917年からの羊毛輸出禁止令の影響である。

B号は、支払の後に銀行がドラフトを振出すことになるので、ドラフトの通貨建てが大きな問題となるが、号式に関して明確な記載のない書状については、基本的には信用状に記載された貨幣種でドラフトも発行されると考える。ただし1922年については、記載のないものが多数あったので不明として処理した。因にB号の円建ては、1917年4件、1918年0件、1919年5件にすぎない。

1920～21年の両年には、C号による円手形決済が回復している。しかし先に述べたように、日豪の経済状況の悪化により、1920/21年度には、オーストラリア羊毛の対英輸出の割合が約65%と増加したのに対して、対日輸出は大幅に減少している²²。大戦後の不況の過程で、対外決済も停滞した。オーストラリアとイギリスとの決済方法については、1920年に羊毛市場が再開されたものの、ケーブルによる直接的な決済に代わって、戦前の制度である信用状に基づく60日払いドラフトの発行による決済方法に戻ってしまったとの指摘がある²³。1920～21年は日豪貿易の停滞を反映して対外決済面での著しい縮小を示したのである。

1922年には、日豪貿易が回復し信用状の通知受取り件数は、書式不明の件数も含めると357件に達した。また書式の内訳はC号とB号ほぼ同数となり、DC号は11件となっている。C号の手形貨幣種を見ると、円建てが85%に増加し、逆にポンド建てが15%に減少している。B号の内訳でも円建てが71%、ポンド建てが24%にすぎない。円手形による決済が優勢となっている。円建て決済の回復は、羊毛輸入の増加を反映したものである。またB号における円建て決済の増加

¹⁹ 1920/21年度は、輸入の急増によって貿易収支は大幅な赤字となっている。因にオーストラリアは1913年から1915/16年度まで貿易赤字で、1916/17年度から1919/20年度は、貿易黒字であった (Year Book [1922] p.463)。

²⁰ R. F. Holder [1970] pp.602～603.

²¹ 多くは日本の商社および個人の間での支払指図書であり、なかに外国人名の支払指図書もあり、その場合、ポンド建てとなっている (Advice [1915～1918])。

²² 遠山嘉博 [2009] 66 ページ。

²³ R. F. Holder [1970] p.603.

は、高島屋飯田の羊毛取引の決済の一部がB号円建てによって行われたように、羊毛取引の決済にB号信用状も利用されたことが伺える。また、オーストラリアのBHPの決済は、ポンド手形によるものであったが、これも一部円建てにかわっている。明治屋のバターの入もこれまでほとんどポンド手形であったが、円建てに転換しているなど、B号においても円手形の振出が増加した。1922年の円手形決済の拡大の要因は、まず羊毛取引の回復に求められるが、中村氏や伊藤氏の指摘にあるように日本の重化学工業化の進展や内需の強さを反映しているとも考えられる²⁴。さらに1922年シドニー支店の為替政策が、ポンド手形よりも円手形の取組を顧客にとって有利に建てることであったように、正金銀行の政策的な効果もあった²⁵。

2 信用状の書式の特徴

C号信用状

C号信用状は、輸出業者の代金取立のために為替手形の取組をシドニー支店に指図するものであり、少なくとも1920年代始めまで日豪貿易の日本の輸入において広く利用されていた書状である。信用状に基づいて、輸出業者は、B/L、インボイス、保険証券で構成される船積書類を作成し、為替の取組と買取を申しでて、輸出代金の支払を受けた。1918年には、取消不能の文言がはっきりと見られ

る²⁶。

羊毛輸入に対する信用状の発行依頼人(支払人)と受益者(受取人)は、兼松商店—兼松(オーストラリア)、高島屋飯田—代理店、増田屋—鈴木商店、大倉商事—大倉商事(シドニー)などとなっており、日本の羊毛買付商社の羊毛輸入は、ほとんどC号信用状・円建て取引となっていた。上記の他に、1922年以前にC号信用状を頻繁に利用した商社は、三井物産、日本綿花、内外貿易、大沢商会、岩井商店などがあり、多くは羊毛貿易を行った商社である²⁷。日本の商社による羊毛買付の決済の多くは、為替手形の支払人が受取人でもあるという特異な構成になっていた²⁸。

兼松商店、高島屋飯田、三井物産など、規模の大きい商社は、羊毛収穫期である11月から3月に定期的にC号信用状を各支店や他の銀行に開設しており²⁹、支払限度金額は10万円から100万円を超える金額で設定されていた。そして、必要に応じて一つの信用状で多いときには10~15通の手形を振出すこともあった。そのために、兼松商店の手形期限は、一覽払いから120日払いまで、分割裏書きして手形が発行できるようになっていた³⁰。

²⁴ 中村隆英 [2012] 68 ページ、伊藤正直 [1989] 130~131 ページ。

²⁵ 「シドニー支店は羊毛をはじめ輸出為替にすべて円手形を取組み、その買取相場を London drawing (ポンド手形取組) よりも顧客にとって有利に建てることを年来の方針として実行してきた」(高村直助 [1988] 254 ページ)。1923 年についても「オーストラリア羊毛為替をすべて Yen drawing (円貨為替取組) とする原則は — もとより当年も不変であった」(高村直助, 同上)。

²⁶ 1918 年 12 月 13 日付 C 号信用状において取消可能に関する以下の文言が見られる。「この協定は、関係するすべての構成者において利害が合意されるならば、いつでも取消可能である」(Advice [1915~1918])。

²⁷ 日本の商社の豪州進出については天野雅敏 [2006] 301~302 ページを参照。

²⁸ 秋谷氏によると、羊毛買付商社は、毛織会社からの委託注文を受けて、何らの担保、保証を受けずに、その注文に基づいて、自から信用状を開いて高額な羊毛を輸入するという無担保貸付ともいうべき方法をとっていた(秋谷紀男 [2013] 152 ページ)。

²⁹ 信用状発行額にも季節的な変動がある。羊毛収穫期が 11 月から 3 月までであり、その結果オーストラリア羊毛輸入関係の信用状の発行件数は、その 2 ヶ月前の 9 月から増加する傾向がある。

³⁰ 1919 年 10 月 3 日東京支店 C 12 信用状は、大

ただし、増田屋一鈴木商店については、原毛の取引に関して C 号信用状によりポンド手形の決済が行われたこともある³¹。

輸出業者がオーストラリア企業及び個人の場合、C 号においてもポンド建てとなることがある。例えば、明治屋のバター・ビスケットの輸入、鈴木商店と The Broken Hill Associated Smelters Proprietary (以下、BHP と略記する) との取引、大沢商会と W. Mofflin & Co. Ltd. などポンド建てとなっている。BHP との取引は、すべてポンド手形の決済となっており³²、これらは輸出業者の意向が強く働いたものと考えられる。

オーストラリア羊毛の輸入が日本の商社によって行われていたこと、また日豪貿易において決済通貨の選択が短期的に大きく変動したのを見ると、C 号信用状による円手形の決済は、1920 年代始めまでの日豪間の羊毛貿易における特殊な決済手段であったのではないだろうか。ただし、第一次大戦期という特殊な条件も考慮しておく必要がある。開戦直後、イギリスの商業銀行はロンドン割引市場から資金を回収したので、割引商会は新たに発行されるポンド手形の割引を拒否したという指摘もあり、この影響をどのように評価するか重要な問題である³³。

C 号・円手形決済は、日本の羊毛買付商社にとってリスクの小さい決済方法であった推

測される。しかし羊毛買付商社にとってシドニー支店での円手形の取組は、羊毛買付代金に必要な外貨(ポンド)の獲得手段であり、正金銀行シドニー支店にとっては外貨の前貸を意味しており、外貨の調達が必要となる。シドニー支店の外貨調達は、短期であればオーストラリアの諸銀行とのコール資金の取引によって満たされる。シドニー支店とオーストラリアの諸銀行との当座勘定による決済については、資料の Bank Statement (SP 1099/109) を調査することが必要となるだろう。

シドニー支店のポンド資金の調達が短期的決済資金である限り、オーストラリア貨幣市場の資金需給の問題として、貨幣政策の対象となるものであるが、しかし日本の商社の羊毛買付代金の需要が増大して、シドニー支店の外貨調達が著しく増加するとき、オーストラリアの短期貨幣市場で調整できるのか、すなわち羊毛買付商社の外貨資金需要をオーストラリアにおいて円手形の買取によって満たすことができるのか、そこには大きな限界がある。1923 年以降日本の羊毛輸入が急増するとき、ロンドン金融市場での資金調達に転換せざるを得なかったのではないだろうか。これが C 号から DC 号へ信用状が変化する要因となったと考えられる。

B 号信用状

B 号信用状は、輸出業者が船積書類を呈示したとき、その領収証(receipt)に対して、インボイス記載の金額を支払うことを指図する書状である。信用状の記載事項に関しては C 号との大きな違いはないが、B 号は受益者に対する代金の支払が手形の取組・買取によって行われるのではなく、輸出業者への支払の後に手形(draft)が発行される点に特徴がある³⁴。ドラフトは、輸出業者の支払の後

倉商事が開設した 10 万円を限度とするポンド手形の取組を指図するものであるが、その裏面にはポンド手形が同年 12 月 22 日より 16 通も発行されたものである。1922 年 2 月 22 日神戸支店 C 5991 信用状は、兼松商店が兼松(オーストラリア)にために開設したものであり、100 万円を限度として 60 日払い円手形の取組を指図するものであった。この信用状により発行された円手形は、1922 年 3 月 8 日 27 万 1654 円 40 銭の手形から同年 4 月 27 日 7756 円 50 銭の手形まで、11 通もあった。

³¹ Advice [1915~1918].

³² Letters of Credit [1918~1919].

³³ J. Atkin [2005] pp.24~25.

³⁴ B 号における Payment on receipt credit は、

にシドニー支店が期限内に支払の資金回収として、輸入業者を名宛人にポンド建てか円建てかで振出されるものである。つまり銀行振出の手形である。

1920年代始めに、B号を開設した日本の商社は、鈴木商店、岩井商店、明治屋、内外貿易、国際貿易、久原商事などであり、日豪の羊毛貿易において重きをなした商社ではない。神戸支店、東京支店、大阪支店で主に開設され、またシンガポール支店、香港支店、大連支店などでも開設されている。また対象となる商品は、羊毛を除く、小麦、小麦粉、皮革、肥料、雑貨、獣脂、アイボリーナッツ、亜鉛、鉛、バター、皮革、貝殻、獣骨などである。手形発行極度額も小麦・小麦粉を除くと、100ポンドから2000ポンド前後であり、C号信用状と比べると著しく低額である。

B号は手形の買取でないために、シドニー支店にとって、輸出業者への代金の支払いによりポンド資金の補填が問題となる。ポンド資金の調達、オーストラリア諸銀行との短期資金の取引、ドラフトの発行によって賄われることになる。

DC号信用状

シドニー支店がDC号信用状を受けた最初の事例は、1915年12月23日付、神戸支店により電信通知された信用状である。この通知は、DC, No.517, 60日払いのポンド手形の取組であり、開設依頼人は鈴木商店、受益者はBHPである³⁵。1922年までシドニー支

店にとって、DC号信用状の利用は限られたものであった。

DC号信用状は、確認荷為替信用状(confirmed)の形式をとり、さらに取消不能が明記されている。輸出業者は、信用状によって正金銀行ロンドン支店宛に60日払い、あるいは90日払いドラフトを振出す権利を与えられており、船積書類3通を作成して、シドニー支店において為替の取組を行うことができた。買取られたポンド手形は、船積書類1通を添付して正金銀行ロンドン支店に送付される。

1921年6月21日付、大阪支店より通知されたDC, No.184信用状のコピーは、印刷された書式のものであり、大阪の安宅商會が開設依頼し、受益者はメルボルンのBHPである³⁶。上記と同じ開設依頼人・受益者によるDC, No.190信用状では、ドラフト2通の作成と船積書類4通を作成することになっている³⁷。BHPを受益者とする信用状は、同社がロンドン宛ポンド手形による決済を強く求め、その結果、ロンドン支店宛のポンド手形による決済、すなわちDC号信用状が選択されたと考えられる。

1922年7月11日DC号信用状(DC, No. 1)は、シドニーの日本綿花によりシドニー支店に開設されたものである。この信用状は、インドからのトウモロコシの輸入を決済するために発行され、カルカッタの日本綿花が正金銀行ロンドン支店宛に90日払いポンド手形を振出すことを指図したものである。アジア地域の決済がロンドンを媒介とする点で注目され、DC号信用状の特徴を良く示すものである³⁸。

手形の代わりに受益者の署名する受領証と引換えに支払うことを指図した信用状である。「この場合、受益者にとって手形上の償還義務が発生しない点は、一見受益者にとり有利であるが、実質的に変わりはない。むしろ手形と受領証といずれが、stamp dutyが安いかという経済的考慮による場合が多いであろう」(高山勝秀 [1959] 172頁)。

³⁵ Advice [1915~1918] No.3, 他の3通は、Popoff Bros. & Co. Brisbaneの依頼による荷馬

車の輸出に関するものであり、受益者も同社となっている(Advice [1915~1918])。

³⁶ Letters of Credit [1921].

³⁷ Ibid..

³⁸ Letters of Credit [1922]. ニューゼalandへの信用状の発行は1915年から確認できる。1920

1923 年以降の DC 号信用状をみても、それまでのシドニー支店で取り扱われた DC 号信用状の特徴と変わるところはない。すなわち正金銀行ロンドン支店宛に 60 日払いないし 90 日払いのポンド手形を振出すことを受益者に認める、もちろん手形の支払人には輸入業者の名前が明記されている。また船積書類 3 通が正金銀行の指図に従って作成され、そのうち 2 通は支払人の居住地支店に送られ、残る 1 通はポンド手形に添付してロンドン支店に送付される³⁹。

ロンドン宛ポンド手形は、イギリス植民地及びアメリカにおいて貿易決済の手段として広く利用されていた。もちろんロンドンとの関係により各国の特殊な条件を反映するものであった。オーストラリアにおいては、輸出はロンドン宛為替手形によって、輸入はロンドン宛送金為替によって主に決済されていた⁴⁰。また日本の貿易決済においては合衆国向け生糸輸出が主にロンドン宛為替手形によって金融されていたことが指摘されている⁴¹。19 世紀後半国際金融センター宛に振出される手形は、広く普及していたのであり、正金銀行の他の支店ではすでに DC 号信用状が広く利用されていたと推測される。

正金銀行の円手形の促進政策や日本の羊毛買付商社の取引の特殊性により⁴²、日豪貿易における羊毛取引の決済が C 号信用状・円手形決済に重点を置くことになった。その意味で、羊毛取引の円手形決済は日本の特殊な決

済方法であった。

しかし大戦後アジア太平洋地域で日本の貿易、輸入の増加にともなって、外貨の供給が必要となり、1923 年に外資導入が再開された⁴³。こうした背景のなかで、1923 年以降、オーストラリア羊毛の輸入が増加したことにより、シドニー支店のポンド資金の不足が表面化して、日豪間の貿易決済の方法は、ロンドン金融市場での資金調達を目的としてロンドン支店宛ポンド手形の振出に求められた。

正金銀行の外国為替政策も外貨資金の調達の必要からロンドン支店宛のポンド手形の発行を促進するものに変化したのである。1923 年に正金銀行は「3 分の 1 までは DC 号信用状を発行しロンドン決済のポンド手形を認めるようになった」と指摘される⁴⁴。

1927～1928 年の信用状をみると、兼松商店、高島屋飯田、岩井商店など羊毛輸入商社は羊毛の輸入決済をロンドン宛 60 日払いのポンド手形に転換していることがわかる⁴⁵。兼松商店は、1927 年 6 月から 1928 年 5 月までに、羊毛および羊毛トップの輸入に関して、正金銀行ロンドン支店宛にポンド手形を振出す DC 号信用状を神戸支店に開設している。その件数と金額は 32 件、1,695 千ポンドに達していた⁴⁶。

年代始めになると、シドニー、メルボルンだけでなくオーストラリアの広い地域、その他南洋諸島、さらにカルカッタ、香港、シンガポールなどとの信用状取引も広がった。

³⁹ 確認荷為替 (confirmed) であり、取消不能 (irrevocable)、遡求無し (without recourse) を原則としていた。

⁴⁰ 石田高生 [2006] 137～140 ページ。

⁴¹ 水沼知一 [1968]、横内正雄 [1986]、斎藤寿彦 [1986]、石井寛治 [1999] を参照。

⁴² 鶴見誠良 [1972] 44 ページ。

⁴³ 伊藤正直 [1989] 126 ページ。

⁴⁴ 高村直助 [1988] 254 ページ。その理由の一つとして、日本向け為替の直接決済不便の土地から輸入があげられる。

⁴⁵ DC 号信用状に関して、1926 年、1931-32 年の信用状を確認しても、一覽後 60 日～90 日払いのロンドン宛ポンド手形の取組みと買取の指図であり、船積書類 2 通は信用状開設支店に異なる船便で送り、残る 1 通はロンドン支店に送付する点では全く同じである。

⁴⁶ Letters of Credit [1927～1928].

3 信用状に関する諸問題

為替レートと手数料の問題

金本位制において、オーストラリアポンドとポンドスターリング間の為替レートは安定していた。しかし、オーストラリア連邦は、1914年8月に流通する金貨を回収することを進め、1915年7月14日金輸出を禁止した。大戦期に戦時公債が大量に発行されインフレーションの影響もあって為替レートがわずかに変動し始めた⁴⁷。為替手形の建て方の違いによって、輸出業者、輸入業者、取扱銀行の間で為替リスクの負担が問題となる。シドニー支店に通知された信用状に限定して、為替リスクの問題を検討しておく。また手数料についてもここで合わせて紹介しておく。

シドニー支店における円手形の取組の場合、為替レートの状況によっては、輸出業者が為替リスクの負担が生じる。円手形は、支払金額が信用状発行時点で確定する意味において、日本の輸入業者にとって有利な建て方といえる。したがって、オーストラリアの輸出業者はポンド手形の取引を求めることになる。しかしオーストラリア羊毛の日本への輸出の場合、日本の商社が羊毛の買付および輸出を行っており、ほぼ円建て決済となっていた。ここには為替リスクの問題は基本的には生じない。ただし先にも検討した羊毛の買付代金は、オーストラリアポンドで支払われると考えられるので、ポンド資金の必要が生じて、羊毛買付商社にも為替リスクの問題は残っている。

ポンド手形が取組まれた場合、為替レートの状況によっては輸入業者に為替リスクの負担が生じる。B号では、輸出業者にポンドで支払った後に、シドニー支店は期限内に想定したレートでドラフトを振出せるか大きな問

題である。ポンドで振出した場合、リスク負担は輸入業者に転嫁できる。しかし円手形の振出の場合、正金銀行が為替リスクを負担する可能性がある。円建てドラフトを発行する場合、オーストラリアの為替市場において円手形に対する需要が大きいと考えにくいので、輸出業者へ支払ったポンド資金のポジションをカバーできるか、大きな問題となる。

為替手形の振出に関する手数料の徴収および印紙税の負担、さらに手形面金額の算出について、横浜本店B 3465、1922年4月16日木村商会の小麦輸入の決済を参考にして説明してみる。同信用状は、支払極度額：316,000円、手形振出人（輸出業者）：Dalgety & Co., 60日払いポンド手形の振出を指図するものである⁴⁸。同信用状による手形の振出は、表2のように2回であった。印紙税については、信用状の文言に支払人が負担することを明記し手形面金額に加算することになっていた。また、手形振出手数料についても、支払金額に一定率（この事例では1/8%）で換算した金額を手数料として手形面金額に加算して、支払人から徴収した。

表2の支払時適用為替レートは、信用状に記載された支払金額316,000円と2回の支払金額の合計32,505 4/2ポンドから算出したものである。この為替レートが輸出業者の為替リスクの負担に影響することになる。さらに、振出されたポンド手形が横浜で支払人によって支払われるとき、その適用される為替レートによって為替リスクの負担が問題となる。信用状発行手数料、その他為替の手数料については今後の研究課題としたい⁴⁹。

⁴⁸ Letters of Credit [1922].

⁴⁹ 為替の取立 (bill for collection) の手数料については、オーストラリアの銀行間の習慣では、手数料無しとなっているが、正金銀行およびいくつかの外国銀行はこの手数料を徴収していた。取立為替、荷為替、クリーンビル、信用状の手数料について今後の検討課題としたい。

⁴⁷ R. F. Holder [1970] pp. 574, 603. H. E. Teare [1926] p.74, 三吉加代子 [1974] 29 ページ。

表 2 手数料と手形面金額の算出

— B 号信用状 支払極度額 316,000 円 ボンド手形の振出 —										
1922 年 4 月 22 日 手形面金額	£15,719 5/6	{ <table border="0"> <tr><td>£15,683 18/11</td><td>支払金額</td></tr> <tr><td>£19 12/1</td><td>手数料(1/8%)</td></tr> <tr><td>£15 14/6</td><td>印紙税</td></tr> </table>	£15,683 18/11	支払金額	£19 12/1	手数料(1/8%)	£15 14/6	印紙税		
£15,683 18/11	支払金額									
£19 12/1	手数料(1/8%)									
£15 14/6	印紙税									
1922 年 5 月 1 日 手形面金額	£16,859 2/9	{ <table border="0"> <tr><td>£15,841 3/9</td><td>支払金額</td></tr> <tr><td>£980 1/6</td><td></td></tr> <tr><td>£21 -/6</td><td>手数料(1/8%)</td></tr> <tr><td>£16 17/-</td><td>印紙税</td></tr> </table>	£15,841 3/9	支払金額	£980 1/6		£21 -/6	手数料(1/8%)	£16 17/-	印紙税
£15,841 3/9	支払金額									
£980 1/6										
£21 -/6	手数料(1/8%)									
£16 17/-	印紙税									
手形面金額の合計	£32,578 8/3									
		支払金額の合計	32,505 4/2							
		信用状支払限度金額	316,000 円							
		支払時適用為替レート	£1=9 円 72 銭							

出典：Letters of Credit [1922] より作成。

他銀行の信用状の代理

正金銀行は、他の普通銀行が日本の輸入業者のために発行した信用状を確認して、これをシドニー支店に通知し為替の取組および支払を指図した。この場合、信用状の開設銀行は正金銀行でなくそれぞれの普通銀行となり、この信用状は正金銀行から見ると当該の普通銀行によって保証されたものである。各銀行は、信用状のために独自の書式を持っており、これに必要な事項を書いて正金銀行各支店に持ち込んだ。書状には文面上に明確な号式の記載がないものもあり、文面から B 号か C 号かを判断するほかない。

シドニー支店に通知された他行の信用状で最も古いものは、1918 年 5 月の近江銀行と山口銀行の 2 通である⁵⁰。その後、徐々に増加して、1922 年には、通知されたもののほぼ 3 分の 1 に達した。どのような銀行が信用

状を持ち込んだか列挙しておく。第一銀行、十五銀行、第百銀行、山口銀行、鴻池銀行、加島銀行、浪速銀行、近江銀行、古河銀行、川崎銀行、兵庫銀行、藤田銀行である。普通銀行が対外金融機関としてはじめて本格的に登場したのは大戦後のことであったと指摘がある⁵¹。

シドニー支店発行の信用状

シドニー支店が発行したオーストラリアの輸入信用状に関しては、1925 年 7 月～1926 年 6 月の 67 件の発行済記録がある。もちろん、信用状に関する資料は、非公開の箱もあり、ほぼ 1927～1928 年まで調査したにすぎないので、今後の調査をまたなければ、明確なことは言えない。上記の資料によると、65 件がほとんど綿製品、絹製品の C 号信用状で

⁵⁰ Advice [1915～1918].

⁵¹ 財閥系銀行の外為業務への進出は、大戦期にはなお試行錯誤の段階にあった（伊藤正直 [1989] 88～89 ページ）。

あり、GC号とA号が他に1件ずつある。C号のうちポンド手形47件、円手形18件である。ポンド手形の期日内訳は、一覧払いおよび7日払い7件、30日払い18件、90日払い15件であった。また、円手形は、一覧払い1件の他はすべて90日払いであった⁵²。

円手形の振出は、すべて大沢商会関係の信用状であり、その開設者および名宛人も大沢商会(シドニー)となっている。これに対してポンド建ての取引においては、矢野上甲、森村商会、野沢屋、幾久組などが受益者であり、輸入業者はオーストラリアの会社である。大沢商会は、綿製品、絹製品などに対するオーストラリアの多数の注文を各都市、期間ごとに取りまとめ、正金銀行シドニー店にこれらを1件のC号信用状として開設したのである⁵³。

輸出手形は利付手形が一般に広く利用されていたと指摘されるが⁵⁴、1925～1926年の資料には一件も存在しない。利付・取立手形は、1922年以前のシドニー支店に通知された信用状の券面に、朱書きで“Interest Bill”と記載され、利息の内容をタイプされていた。こうした信用状はわずかに存在していたが、日豪貿易においては、利付手形はほとんど利用されていなかったと言える。山崎氏[1988]の1930年主要店の外国為替勘定(借方)残高におけるシドニー支店をみても、利付為替手形の発行額が他店に比べると著しく少ないことが確認できる⁵⁵。

おわりに

日豪間の羊毛貿易は、日本の買付商社により集中的に取引され、その決済は日本の自社を支払人として、正金銀行シドニー支店で手形を振出す方法によって主に行なわれていた。その結果、羊毛貿易が圧倒的な比重を占める日豪貿易の決済は、C号信用状・円手形決済に集中する特殊性をもっていた。羊毛の買付代金の供給は、正金銀行シドニー支店の主要な役割であり、羊毛買付商社の円手形の買取によって行われた。しかし日本の羊毛輸入が急増するとき、オーストラリアの貨幣市場は十分資金を供給できるものではなかった。

正金銀行シドニー支店の信用状の引受および手形の取組は、1915～1922年の間に、羊毛取引の変動によって大きな影響を受け、手形の取組貨幣種でみると、短期的に大きく変動している。その変動は、大戦の影響もあって、オーストラリアの羊毛輸出管理政策、日本銀行・正金銀行の為替政策、日本の毛織物会社の需要、戦後の日豪の経済状況の変化、ロンドン資金の動向などによって生じていた。

1922年以降、オーストラリア羊毛の輸入が急増するのを背景に、羊毛買取代金などポンド資金需要が増加すると、正金銀行シドニー支店のポンド資金の調達にはオーストラリア貨幣市場では困難となり、1923年以降、ロンドン金融市場での資金調達に転換せざるをえなくなったのである。この資金調達の転換がC号信用状からDC号信用状への変化を引起こしたのである。羊毛貿易における外貨資金需要の増加は、大戦後の日本銀行の金融政策の変更およびオーストラリアの資金需給の逼迫などと重なって、正金銀行の為替政策の変更に反映したのである。

当初の研究計画では、日豪間の決済システムにおける日本の輸出決済の仕組みを外国為替取引の歴史的観点から明らかにしようと考えた。しかし公文書館の資料にある正金銀行

⁵² Letters of Credit [1925～1926].

⁵³ Ibid..

⁵⁴ 石井寛治 [1999] 248ページ。東洋向け利付手形が外国為替銀行にとって大変利益のある方式であった。しかし1900年代になると、ポンド利付手形の使用が減少した(同上, 248～249)。

⁵⁵ 山崎広明 [1988] 75ページ。

シドニー支店の Bills of Exchange のシリーズは、18個が利用可能であるが、1939～41年のほぼ3年間のものである⁵⁶。Import Licenceについては、正金銀行が申請した日本の輸出分については1936年以降すべて揃っていると推測されるが、これも1936年以降の資料でありこれ以上遡ることはできない。

本稿では、信用状の整理からシドニー支店の為替業務の内容と変動を検討した後に、為替業務の変動が同支店の資産・負債の項目にどのように反映するのか検討するつもりであった。シドニー支店の貸借対照表や損益計算書に関する資料は、銀行法に基づいて四半期ごとに公開されているので、本稿でこれも検討すると当初計画したが、別稿に期したい。ここでは、シドニー支店の財務内容に関する資料を紹介しておきたい。

Accounts (SP 1099/129) のシリーズは、1箱であり、設立当初からの四半期ごとのバランスシートの報告書、月次のバランスシートの報告書がある。前者は、ファイルが25年のところで破損したと思われ、その結果、1916年と1917年に欠落がある。この他に時期は限られるが、損益計算書、計算方法の解説書などもある。バランスシート報告書に関しては、1942年2月までの資料がある。他の資料を含め利用可能な資料は付表1の通りである。

シドニー支店の信用状および役割に関する残された課題は、シドニー支店の開設した信用状の実態、支店設置以前および以後のオーストラリア諸銀行との取引関係、支店設置に至る経緯、1930年代のシドニー支店の役割、日本の普通銀行のオーストラリアにおける活

動など多数あるが、今後に期したい。

参考文献

- 秋谷紀男 [2013] 『戦前期日豪通商問題と日豪貿易』 日本経済評論社
 天野雅敏 [2010] 『戦前日豪貿易史の研究』 勁草書房
 天野雅敏 [2006] 「明治期における日本商社の豪州進出」(『経済志林』第73巻4号)
 石井寛治 [1999] 『近代日本金融史序説』 東京大学出版会
 石田高生 [2005] 『オーストラリアの金融・経済の発展』 日本経済評論社
 市川大祐 [2010] 「三菱商事在オーストラリア支店の活動について—羊毛取引を中心に—」(『三菱史料館論集』第11号, 財団法人三菱経済研究所)
 伊藤正直 [1989] 『日本の対外金融と金融政策 1914～1936』 名古屋大学出版会
 伊牟田敏充 [1973] 「明治前期における貿易金融政策」(安藤良雄編『日本経済政策史論』上巻, 東京大学出版会)
 加藤俊彦 [1986] 「横浜正金銀行の研究史」(山口和雄・加藤俊彦編『両大戦間の横浜正金銀行』) 日本経営史研究所
 貴志幸之佑 [2004] 『貿易金融為替の史的展開』 ミネルバ書房
 斉藤寿彦 [1986] 「日清戦争以後における横浜正金銀行の資金調達—準備的考察—」(『金融経済』218号)
 平智之 [1984] 「第一次大戦前の国際金本位制下における横浜正金銀行(上)(下)」(『金融経済』208号, 209号)
 高村直助 [1988] 「シドニー支店の羊毛貿易金融」(山口和雄・加藤俊彦編『両大戦間の横浜正金銀行』) 日本経営史研究所
 高山勝秀 [1958] 『外国為替』(銀行実務講座第八巻) 有斐閣
 鶴見誠良 [1972] 「円為替圏構想とその現実—第一次大戦期における帝国日本の対外政策」(『経済学雑誌』67巻3号)
 遠山嘉博 [2009] 『日豪経済関係の研究』 日本評論社
 中村隆英 [2012] 『昭和史上 1926-45』 東洋経済新報社
 水沼知一 [1962] 「明治前期横浜正金銀行の外国為替金融」(『土地制度史学』第15号)
 水沼知一 [1968] 「横浜正金銀行の外国為替・貿易

⁵⁶ 各箱には、為替手形、インボイス、B/L、保険証券のセットが数十束づつまとめられて入れてあり、破損の激しいものもある。その中には、1936年、1932年の特殊なものも含まれている。

- 金融の展開」(『横浜市史』第4巻下第5編第3章)
- 三吉加代子 [1974] 「1920年代の横浜正金銀行と為替政策」(『金融経済』148号)
- 三吉加代子 [1974] 「日本の貿易と横浜正金銀行」(『東京大学経済学研究』17号)
- 山崎広明 [1988] 「「金解禁期」の横浜正金銀行—資産・負債構成と内部的信用ネットワーク—」(山口和雄・加藤俊彦編『両大戦間の横浜正金銀行』) 日本経営史研究所
- 横内正雄 [1984] 「第一次対戦前の横浜正金銀行ロンドン支店—準備的考察」(研究年報『経済学』46巻3号)
- 横内正雄 [1986年] 「ポンド体制下の横浜正金銀行ロンドン支店」(佐美光彦・杉浦克己共編『国際金融、基軸と周辺』) 社会評論社
- Official Year Book of Commonwealth of Australia* [1922] [1926].
- J. Atkin [2005] *The Foreign Exchange Market of London*, Routledge.
- E. A. Boehm [1971] *Twentieth Century Economic Development in Australia*, Longman Cheshire.
- R. F. Holder [1970] *Bank of New South Wales, A History*, Vol.2, Angus & Robertson.
- P. Oliver [2004] *Allies, Enemies and Trading Partners-Records on Australia and Japanese*, National Archives of Australia.
- H. E. Teare [1926] *A Digest of The Banking and Currency Acts Proclamations, Orders, etc. of Australia and New Zealand*, Alexander Hamilton Institute of Australia Ltd.